

3. 内部統制の重大な不備

No.	事案	不備の概要と影響	不備の原因	不備の区分	重大な不備とした理由	是正の状況
1	自動車税種別割の課税誤り	<p>令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたロータリー・エンジン搭載車及び特種用途車の自動車税種別割において、県税条例の規定に不備があったため、令和元年10月以降、該当する納税者に対し過大な額で課税していた。</p> <p>なお、当該不備は他県における課税誤りの発表を受け、本県の条例を確認した際に判明したものの。</p>	<p>平成31年度税制改正において、自動車税種別割の税率が見直され、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車については税額が引き下げられることから、県税条例を改正した。この条例改正では、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自家用自動車について従前の税額を据え置く特例規定を設けたが、ロータリー・エンジン搭載車等においても、所要の規定が必要だったところ、不要と誤認し規定しなかった。</p> <p>しかしながら、実際の課税はロータリー・エンジン搭載車等も含め従前</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上</p> <p>当該不備は、税制改正による県税条例の規定に不備があったことに起因して課税誤りが発生していたことから、整備上の不備に該当する。</p>	<p>県税条例の不備に伴う課税誤りにより、納税者1,165人に対して過大な額で課税していたことから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中</p> <p>該当する納税者(1,165人)に対して、お詫び文及び差額分の還付通知書を送付し、還付の手続きを行った。また、令和6年度以降の課税を適正にするため、県税条例の改正を行った。</p> <p>再発防止に向けては、県税条例等の改正において、地方税法の改正等に伴う影響の確認も含め、複数人でのチェック体制による徹底した確認作業を行うこととした。</p>

			の税額で徴収したため、 県税条例で示す額よりも 過大に課税していたも の。			
2	国庫補助金の支 出に係る不適切な 事務処理	国からの法定受託事務 となる令和4年度国庫補 助金の支出(60万円・1 件)において、担当課から 会計課に請求書類の提出 があったにもかかわらず、 支払手続が行われないま ま国の支出期限(令和5年 3月31日)が経過し、交 付先である仙台市への支 払ができなかったもの。	担当課から請求書の提出 があったが、会計課で の支出期限の確認が十分 でなかったことにより、 支払手続が行われないま ま支出処理を保留したこ とによるもの。	<input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上 当該不備は、「国費事務 マニュアル」に記載の「請 求書一覧表」では支出期 限を確認することができ ず、チェック漏れが発生 したものである。また、複 数の職員で確認し、支出 期限等を担当者以外の職 員も把握していれば発生 しなかった事案でもあ り、組織としてのチェッ ク体制が不十分だったこ とから、整備上の不備と する。	不適切な事務処理によ り、適正な時期に国庫補 助金が支払われなかった ことから、評価要領第2 条(5)ロ「社会的信頼・信 用・名誉を著しく失墜さ せる蓋然性の高いものも しくは実際に失墜させた もの」に該当する。	<input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中 仙台市に対し陳謝する とともに、国の関係部署 と調整し、令和5年度中 に国庫補助金の交付を行 った。 再発防止に向けては、 請求書と併せて提出する 「請求書一覧表」を「請求 書・振込依頼書一覧表」に 改正し、支出期限を簡便 に確認できるよう、記載 項目を見直した。また、請 求書提出時に、担当課と 会計課で請求書の枚数や 金額を相互に確認するこ ととしたほか、支出期限 が差し迫る3月及び4月 は、これまでの支払額の 誤りや遅延等の有無を毎 週担当課が確認し、その 確認結果を会計課に回答 することとした。さらに、

						チェック体制の強化として、未払状態の補助金等は複数の職員で突合することとした。
3	<p>就学支援金の不適切な事務処理</p>	<p>就学支援金は学校での代理受領により授業料の徴収と相殺する運用としているが、誤って就学支援金を不認定とした。このため、本来は納入が必要ではなかった3世帯から、令和4年7月分から令和5年6月分までの授業料を徴収してしまったもの。</p> <p>なお、当該不備は令和5年5月に、保護者からの連絡により発覚したもの。</p>	<p>就学支援金は世帯収入の要件があることから、「高等学校等就学支援金事務処理要領（都道府県事務担当者用）」に基づき、定期的に所得確認を行う必要があるが、直近で不認定となった世帯の所得確認を失念し、誤って不認定を継続させたことによるもの。</p>	<p><input type="checkbox"/> 整備上 <input checked="" type="checkbox"/> 運用上</p> <p>当該不備は、文部科学省の「高等学校等就学支援金事務処理要領（都道府県事務担当者用）」に所得確認を明記しているにもかかわらず、適切な確認が行われず、また、決裁過程でのチェックも不十分だったことにより発生したものであり、運用上の不備に該当する。</p>	<p>不適切な事務処理により本来は納入の必要がなかった世帯から授業料を徴収したことから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中</p> <p>該当世帯の就学支援金の認定を是正の上、令和4年7月分から令和5年3月分までは就学支援金の直接給付を行い、令和5年4月分から令和5年6月分までは授業料の還付を行った。</p> <p>再発防止に向けては、保護者からの申請書類と就学支援金システムへの入力内容の突合において、書面のみを確認を改め、2人体制の読み合わせに変更した。また、申請漏れや所得確認の依頼漏れを防止するため、関係帳票と生徒名票の照合を行うこととした。</p> <p>さらに、教育庁全体の取組として、年2回（3月及び6月）実施する就学</p>

						支援金の説明会において当該案件等の不適切な処理について共有し、担当者の制度理解の促進及び注意喚起を図っている。
4	私費会計の不適切な取扱い	令和5年3月に入学時諸経費会計口座から金銭を私的に流用し、さらにその穴埋めとして、令和5年6月にPTAの生徒活動奨励費口座から不正に流用した（流用総額：3,244,300円）。	会計処理上の手続きを得ず、銀行印を押印した白紙の払戻請求書を担当者の判断で使用することができる状態であった。また、私的流用のあった入学時諸経費会計において、各種伺及び出納簿を作成しておらず、資金の流れが不明確であった。さらに、出納責任者の引継ぎの際も通帳等の現物確認が十分ではなかった。	<input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上 当該不備は、「学校徴収金取扱マニュアル」が整備されていたにもかかわらず、組織体制上、銀行印や通帳等の管理環境が不適切な状態になっており、整備上の不備に該当する。	私的流用は、地方公務員法に定める信用失墜行為の禁止などに明らかに違反する、決して行ってはならない行為であり、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。	<input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中 流用額は全て弁済されている。 再発防止に向けては、銀行印を改印したほか、休眠口座や有志の親睦会口座を廃止した。また、銀行印及び通帳等の管理は「学校徴収金取扱マニュアル」に即し、銀行印は管理者である校長が入出金の理由及び金額を決裁文書により確認した上で自ら押印する等の取扱いを徹底し、適切に会計管理を行うこととした。 さらに、教育庁全体の取組として、様々な会議や研修で「学校徴収金取扱マニュアル」の遵守について周知を図っているほか、令和6年度は主務

						課が全ての県立高校を巡回し、銀行印や通帳の管理等が適切に行われているか検査を実施することとしている。
--	--	--	--	--	--	--